

壱岐市農業委員会定例会（平成31年1月）

議 事 録

1. 開催日時 平成31年1月25日（金） 午前10時
2. 開催場所 石田農村環境改善センター 2階 会議室
3. 出席委員 …… 農業委員会長 外 農業委員 17名
4. 欠席委員 …番 …委員
5. 事務局職員 事務局長 …… 係長 …… 主事 ……
6. 議事日程
 - 第1. 議事録署名委員の指名 …番 …委員 …番 …委員
 - 第2. 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
 - 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について
 - 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について
 - 議案第4号 農地中間管理事業における農用地利用集積計画の決定について
 - 議案第5号 農地中間管理事業における農用地利用配分計画（案）に関する意見について
 - 議案第6号 農地の賃借料情報の提供について

7. その他

開 会 （ 午前 10:00 ）

事務局 皆さん改めましてお早うございます。只今より平成31年1月の農業委員会の総会を開会致します。

本日は、…番 …委員さんから欠席の届け出がでております。

本日の出席委員は19名中18名で定数に達しておりますので、総会は成立を致しております。

それでは、…会長に挨拶をお願い致しまして、引き続き議事の進行をお願い致します。

議長

【会長挨拶】

それでは、早速、議事に入らせて頂きます。まず日程第1の議事録署名委員及び会議書記の指名を行ないます。「壱岐市農業委員会会議規則第18条第2項」に規定する議事録署名委員ですが、議長より指名させて頂いてよろしいでしょうか。【はいの声あり】

それでは、本日の議事録署名委員は、…番…委員、…番…委員をお願いを致したいと思います。よろしくお願い致します。

なお、本日の会議書記には事務局の…主事を指名致します。

それでは、日程第2の議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局より議案の説明を求めます。

事務局

はい、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」、農地の所有権移転につき、次のとおり許可申請が提出されたので、審議のうえ決定の要がある。

所有権移転の案件が6件あがっております。受け手は、全て個人ですので、農地所有適格化法人要件の適用はありません。また、農地を譲り渡すことを目的とするもので、信託の引受け、信託事業による取得ではありませんので、「信託要件」の適用もありません。

それから、6件共売買、贈与ですので、又貸し、「転貸禁止要件」にも当たりません。

従いまして、「全部効率利用要件」、取得しようとする者が、農地全てを効率的に耕作すると認められること、この判断は、農機具が揃っているか、労働力が確保されているか、技術、農作業暦などで行ないます。それから、「農作業常時従事要件」、取得側が年間150日以上従事していること。「下限面積要件」、取得後の面積が50アール以上かどうか。「地域との調和要件」、農地の取得によって地域の農業形態に支障が出ないかと、というような4つのことを審議して頂くこととなります。

1番 土地の所在

郷ノ浦町平人触 字宮ノ前・・・・・・・・ 地目 田 面積 2,740㎡

譲渡人、・・・・・・・・

譲受人、・・・・・・・・

経営地は、田が5,644㎡です。

申請理由

譲渡人 現在、耕作している譲受人へ売却する。

譲受人 譲渡人の要望により、買い受けて引き続き耕作に従事する。ということ。

権利の設定内容は、売買です。

「全部効率利用要件」であります。経営状況は、主にアスパラガスの栽培です。農機具は管理機、肥料散布機、軽トラを所有してあります。農作業暦は本人、妻共に9年です。通作時間は10分程です。

これらの状況から、全体的な有効利用、効率的利用は問題ないと判断されません。

「農作業常時従事要件」、年間通しての従事が見込まれます。

「下限面積要件」、も問題ありません。

「地域との調和要件」ですが、今まで通り、アスパラガスを作付ける予定であり、周辺農地への影響はないと判断されます。

よって農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満

たしていると考えます。

1月21日に・・・委員さんと譲受人のお父さん立会いの下、現地確認を行っております。以上で事務局からの説明を終わります。

議長 はい、以上の説明でございますが、補足説明ございましたら。

・・・委員 はい、議長。

議長 ・・・・番・・・委員。

・・・委員 お早うございます。志原地区担当の・・・です。只今、事務局から説明がありました通りで、申請地は譲受人がアスパラガスを5反位作付け中であり、今後同様の作付けを行う予定との事でありましたので、別に問題は無いと思っておりますが、皆さん方のご審議をよろしくお願い致します。以上です。

議長 はい、以上の補足説明でございますけど、どなたかご質疑ございませんでしょうか？【異議なしの声あり】それではご異議ないようですので、議案第1号1番は決定いたします。

続きまして、2番の説明を求めます。

事務局 はい、2番 土地の所在

郷ノ浦町大原触 字寺後 ・・・・ 地目 田 面積 4 5 7 m²

郷ノ浦町大原触 字久保田 ・・・・ 地目 田 面積 5 8 0 m²

同じく ・・・・ 地目 田 面積 2 3 4 m²

同じく ・・・・ 地目 田 面積 5 2 5 m²

同じく ・・・・ 地目 田 面積 7 5 4 m²

同じく ・・・・ 地目 田 面積 3 4 9 m²

同じく ・・・・ 地目 田 面積 2 8 0 m²

同じく ・・・・ 地目 田 面積 6 8 5 m²

同じく ・・・・ 地目 田 面積 4 0 3 m²

計9筆で4, 2 6 7 m²

譲渡人、・・・

譲受人、・・・

経営地は、畑が2, 9 0 3 m²です。

申請理由

譲渡人 現在、耕作している譲受人へ売却する。

譲受人 譲渡人の要望により、買い受けて引き続き耕作に従事する。ということです。

権利の設定内容は、売買です。

「全部効率利用要件」ではありますが、経営状況は、主に水稻・野菜の作付けです。農機具は耕運機、軽トラックです。トラクター、田植え機、コンバイン、は法人所有のものを借りてあります。農作業暦は本人が50年、妻40年です。通作距離は、遠いもので400m程です。

これらの状況から、全体的な有効利用、効率的利用は問題ないと判断されま

す。

「農作業常時従事要件」、年間通しての従事が見込まれます。

「下限面積要件」、も問題ありません。

「地域との調和要件」ですが、現在水稻を作付けてあり今後も水稻を作付ける予定であり、周辺農地への影響はないと判断されます。

よって農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

1月21日に・・・委員さんと譲受人立会いの下、現地確認を行っております。以上で事務局からの説明を終わります。

議長 はい、以上の説明でございますが、補足説明ございましたら。

・・・委員 はい、議長。

議長 ・・・・番・・・委員。

・・・委員 続きまして・・・です。申請地は譲受人が水稻を作付け中であり、今後も同様の作付けを行う予定との事でありました。周辺の環境に関しましても別に問題は無いと思っておりますので、皆さん方のご審議の程をよろしくお願い致します。以上です。

議長 はい、以上の補足説明でございますけど、どなたかご質疑ございませんでしょうか？【異議なしの声あり】それではご異議ないようですので、議案第1号2番は決定いたします。

続きまして、3番の説明を求めます。

事務局 はい、3番 土地の所在

勝本町本宮東触 字山田・・・・・・ 地目 田 面積 916㎡

譲渡人、・・・・・・

譲受人、・・・・・・

経営地は、田が4、796㎡、畑が1、198㎡、計5、994㎡です。

申請理由

譲渡人 島外在住で管理できない為、譲受人に売却する。

譲受人 譲渡人の要望により、買い受けて耕作に従事する。ということです。

権利の設定内容は、売買です。

「全部効率利用要件」であります。経営状況は、主に水稻、野菜の作付けです。農機具はトラクター、稲刈り機、ハーベスター、軽トラックです。田植えは委託をされてあります。農作業暦は本人が45年、兄6年です。通作距離は2km程です。

これらの状況から、全体的な有効利用、効率的利用は問題ないと判断されます。

「農作業常時従事要件」、年間通しての従事が見込まれます。

「下限面積要件」、も問題ありません。

「地域との調和要件」ですが、水稻を作付ける予定であり、周辺農地への影響はないと判断されます。

よって農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

1月21日に・・・委員さんと譲受人のお兄さん立会いの下、現地確認を行っております。以上で事務局からの説明を終わります。

議長 はい、以上の説明でございますが、補足説明ございましたら。

・・・委員 はい、議長。

議長 ・・・・番・・・委員。

・・・委員 はい、地区担当の・・・でございます。只今、事務局から説明がありました通りに1月21日に現地を確認致しました。申請地の横は・・・さんの農地となっており、譲受人が購入をして水稻を作付ける計画であることを確認致しました。周辺の農地に関しましても何ら影響は無いと思います。皆さんのご審議をよろしく申し上げます。

議長 はい、以上の補足説明でございますけど、どなたかご質疑ございませんでしょうか？【異議なしの声あり】それではご異議ないようですので、議案第1号3番は決定いたします。

続きまして、4番の説明を求めます。

事務局 はい、4番 土地の所在

芦辺町諸吉二亦触 字辻 ・・・・ 地目 畑 面積 1,084㎡

同じく ・・・・ 地目 畑 面積 658㎡

計2筆で1,742㎡

譲渡人、・・・

譲受人、・・・

経営地は、田が1,847㎡、畑が2,007㎡、計3,854㎡です。

申請理由

譲渡人 高齢の為、管理できないので、譲受人に贈与する。

譲受人 譲渡人の要望により、譲り受けて耕作に従事する。ということです。

権利の設定内容は、贈与です。

「全部効率利用要件」であります。経営状況は、主に水稻・野菜の作付けです。農機具は管理機、トラクター、田植え機、軽トラックです。稲刈りは委託をされてあります。農作業暦は本人が3年と浅いですが、深江のお父さんと一緒に従事されてあります。通作距離は、購入された自宅の前の農地であります。

これらの状況から、全体的な有効利用、効率的利用は問題ないと判断されます。

「農作業常時従事要件」、年間通しての従事が見込まれます。

「下限面積要件」、も問題ありません。

「地域との調和要件」ですが、野菜を作付ける予定であり、周辺農地への影響はないと判断されます。

よって農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

1月21日に・・・委員さんと譲受人立会いの下、現地確認を行っております。以上で事務局からの説明を終わります。

議長 はい、以上の説明でございますが、補足説明ございましたら。

・・・委員 はい、議長。

議長 ・・・・番・・・委員。

・・・委員 諸吉担当の・・・です。只今、事務局から説明がありましたように1月21日に現地を確認いたしました。・・・さんは・・・さんの家を購入された折に、自宅前の農地も管理してもらいたいという事で、お話ができて、・・・さんが野菜等を作付けるとの事でありました。・・・さんもまだ帰ってきて間もないですけど農業に凄く闘志を燃やしてありました。周辺の農地に関しましても別に問題は無いと思っておりますので、皆さん方のご審議をよろしくお願い致します。

議長 はい、以上の補足説明でございますけど、どなたかご質疑ございませんでしょうか？【異議なしの声あり】それではご異議ないようですので、議案第1号4番は決定いたします。

続きまして、5番の説明を求めます。

事務局 はい、5番 土地の所在

| | | | | | |
|--------------|--------|----|---|----|-----------------------|
| 芦辺町湯岳興触 字久保頭 | ・・・・・・ | 地目 | 畑 | 面積 | 1, 367 m ² |
| 同じく | ・・・・・・ | 地目 | 畑 | 面積 | 3, 075 m ² |
| 芦辺町湯岳興触 字丸尾 | ・・・・・・ | 地目 | 畑 | 面積 | 1, 138 m ² |
| 同じく | ・・・・・・ | 地目 | 畑 | 面積 | 1, 879 m ² |
| 同じく | ・・・・・・ | 地目 | 畑 | 面積 | 1, 246 m ² |
| 同じく | ・・・・・・ | 地目 | 畑 | 面積 | 870 m ² |

計6筆で9, 575 m²

譲渡人、・・・・・・

譲受人、・・・・・・

経営地は、田が21, 557 m²、畑が7, 970 m²、計29, 527 m²です。

申請理由

譲渡人 島外在住で管理できない為、譲受人に贈与する。

譲受人 譲渡人の要望により、譲り受けて耕作に従事する。ということです。

権利の設定内容は、贈与です。

「全部効率利用要件」ではありますが、経営状況は、主に水稻・飼料の作付け

です。農機具は、トラクター、田植え機、ホイールローダ、コンバイン、軽トラックです。農作業暦は本人が36年、妻13年です。通作距離は、遠いもので600m程です。

これらの状況から、全体的な有効利用、効率的利用は問題ないと判断されま

す。
「農作業常時従事要件」、年間通しての従事が見込まれます。

「下限面積要件」、も問題ありません。

「地域との調和要件」ですが、飼料を作付ける予定であり、周辺農地への影響はないと判断されます。

よって農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

1月21日に・・・委員さんと譲受人立会いの下、現地確認を行っております。以上で事務局からの説明を終わります。

議長 はい、以上の説明でございますが、補足説明ございましたら。

・・・委員 はい、議長。

議長 ・・・・番・・・委員。

・・・委員 地区担当の・・・です。譲受人のお父さんの代から耕作されておりました、遠縁にあたるそうです。譲受人も務めを止めまして、牛の増頭という事で飼料を今後も作っていきたいとの事でした。何ら問題はないと思いますので、皆様のご審議をよろしく申し上げます。

議長 はい、以上の補足説明でございますけど、どなたかご質疑ございませんでしょうか？【異議なしの声あり】それではご異議ないようですので、議案第1号5番は決定いたします。

次の6番につきましては、・・・委員の関係の案件でございますので、会議規則第15条に従いまして退席をお願い致したいと思います。

----- (・・・委員退席) -----

6番の説明を求めます。

事務局 はい、6番 土地の所在

石田町池田西触触 字上池田・・・・・・ 地目 田 面積 879㎡

同じく・・・・・・ 地目 田 面積 579㎡

計2筆で1,458㎡

譲渡人、・・・・・・

譲受人、・・・・・・

経営地は、田が973㎡、畑が4,245㎡、計5,218㎡です。

申請理由

譲渡人 所有者が死亡したが相続人がおらず、農地の経営・管理が出来ない為、売り渡す。

譲受人 譲渡人の要望により、買い受けて耕作に従事する。ということで

す。

権利の設定内容は、売買です。

「全部効率利用要件」であります。経営状況は、主に水稲・飼料の作付けです。農機具は、トラクター、田植機、コンバイン、タイヤショベル、ローラー、2tダンプ、軽トラです。農作業暦は本人35年、妻30年です。通作時間は、5分程です。

これらの状況から、全体的な有効利用、効率的利用は問題ないと判断されます。

「農作業常時従事要件」、年間通しての従事が見込まれます。

「下限面積要件」、も問題ありません。

「地域との調和要件」ですが、飼料を作付ける予定であり、周辺農地への影響はないと判断されます。

よって農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

1月21日に・・・委員さんと譲受人立会いの下、現地確認を行っております。以上で事務局からの説明を終わります。

議長 はい、以上の説明でございますが、補足説明ございましたら。

・・・委員 はい、議長。

議長 ・・・・番・・・委員。

・・・委員 池田地区担当の・・・です。事務局と譲受人で21日に現地を確認致しました。

譲渡人の・・・さんは平成24年に亡くなられて、後継者もいなく、申請地は耕作放棄地になっております。相続財産管理人の・・・が財産処理する形で、この農地の近隣を所有されている譲受人が飼料を作付けるという事です。

皆さん方のご審議を宜しく申し上げます。

議長 はい、以上の補足説明でございますけど、どなたかご質疑ございませんでしょうか？【異議なしの声あり】それではご異議ないようですので、議案第1号6番は決定いたします。

----- (・・・委員入席) -----

続きまして、議案第2号 「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題と致しますが、1番は・・・委員の関係の案件でありますので、会議規則第15条に従いまして退席をお願い致したいと思います。

----- (・・・委員退席) -----

それでは、事務局の説明を求めます。

事務局 はい、議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」、農地の転用につき、次のとおり許可申請が提出されたので、審議のうえ意見を付して進達の要がある。

1番 土地の所在

勝本町上場触 字槻ノ木・・・ 台帳地目 田 現況地目 農業用施設 面

積 506㎡

転用目的 農業用施設用地

申請人、・・・・・・・・・・

申請理由 平成19年3月頃に転用許可を得ずに当該土地に農業用機械倉庫を建設し使用している為、今回追認許可を申請します。というものです。農用地区域内の農地で、平成25年8月12日に用途区分変更の見直しを行っております。また、違反転用の案件でありましたので、県へ報告をしました所、追認許可相当との通知が参っておりますので、申し添えておきます。

位置図、写真、配置図は5頁から7頁です。本来ならば、・・委員さんの案件であります。議事参与の制限により退席されてあります。1月21日に・・委員さんと申請人立ち会いの下、現地確認を行っております。

以上で事務局からの説明を終わります。

議長 はい、以上の説明でございますが、補足説明ございましたら。

・・委員 議長。

議長 はい、・・番・・委員。

・・委員 これは、・・さんの担当ですけど、今回は私が担当しましたので説明します。事務局から説明がありました通りに1月21日に現地確認を致しました。農業委員になられる前の平成19年に農業用機械倉庫を建築しており、残りを資材置き場として利用されてあります。山際の農地なので、何ら周囲に影響は無いと思っておりますので、皆さんのご審議をよろしく申し上げます。

議長 はい、以上の補足説明でございますが、どなたかご質疑ございませんでしょうか？【異議なしの声あり】それではご異議ないようですので、議案第2号、1番は、意見を付して進達いたします。

・・委員 議長。

議長 はい、・・番・・委員。

・・委員 勉強の為ですけど、こういった施設用地は一度にどれだけの面積が転用出来るのですか？

事務局 議長。

議長 はい、事務局。

事務局 ご質問の件の転用面積につきましては、自分の所有農地等でありまして農業用施設用地として利用する面積の中には進入路としての面積も含まれますが、200㎡未満であれば、届け出で済む場合もございますが、転用になれば、その面積が利用計画図にそったものであれば、面積要件はございません。

ただ、ご承知のとおり一般住宅の転用は有効面積が500㎡未満であります。

・・委員 議長。

議長 はい、・・番・・委員。

・・委員 わかりました。完成した時には何か報告しなければならないのですか。

事務局 議長。

議長 はい、事務局。

事務局 完成した時には、完成写真と完了報告書というものを農業委員会事務局に提出してもらう事になります。

・・委員 議長。

議長 はい、・・番・・委員。

・・委員 わかりました。ありがとうございました。

----- (・・委員入席) -----

続きまして、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局より議案の説明を求めます。

事務局 はい、8頁をお願い致します。議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」、農地の転用につき、次のとおり許可申請が提出されたので、審議のうえ意見を付して進達の要がある。

1番 土地の所在

芦辺町諸吉二亦触 字中林・・・・ 台帳地目 田 現況地目 農業用施設 面積 989㎡

転用目的 農業用施設用地

譲渡人、・・・・

譲受人、・・・・

申請理由 申請地に平成17年11月に堆肥舎、平成30年9月に堆肥舎及び堆肥盤を転用許可を得ずに建築し、残りを飼料等置き場として利用しているため、今回追認許可を申請します。というものです。権利の設定内容は贈与です。農用地区域内の農地で用途区分の変更が県の同意を得て平成30年12月26日に完了を致しております。

これも違反転用の案件でありましたので、県へ報告を致しました所、追認許可相当との通知が参っておりますので、申し添えておきます。

位置図、写真、配置図は9頁から12頁です。用途区分変更の折(12月17日)に・・委員さんと譲受人立会いの下、現地確認を行っております。

以上で事務局からの説明を終わります。

議長 はい、以上の説明でございますが、補足説明ございましたら。

・・委員 議長。

議長 はい、・・番・・委員。

・・委員 はい、先月の農業委員会で説明した通りでございます。親子関係でもありますし、県の方からも許可は出ておりますし、別に問題はないと思いますけど皆様方のご審議を宜しくお願い致します。

議長 はい、以上の補足説明でございますが、どなたかご質疑ございませんでしょうか？【異議なしの声あり】それではご異議ないようですので、議案第3号1番は、意見を付して進達いたします。

事務局

続きまして、2番の説明を求めます。

はい、2番 土地の所在

石田町石田東触 字中尾・・・・・・・・ 台帳地目 畑 現況地目 竹林 面積
1, 040㎡

転用目的 船舶解体場

譲渡人、・・・・・・・・・・

譲受人、・・・・・・・・・・

申請理由 申請地を船舶解体場として利用したいので申請します。というものです。権利の設定内容は売買です。農用地区域除外は県の同意を得て平成30年8月2日に完了を致しております。

農振除外の折に皆様方が心配されてありました件につきまして、補足説明をさせていただきます。

船舶から流出する油対策につきましては、船舶解体前に廃油収集運搬許可事業者との契約をされてあり解体途中も再点検の徹底を行う。

解体時のFRP、木くずに対するの対策につきましては、処理施設にて破碎作業を行います。万が一処分地場外への廃プラ、木くずの飛散が発生する場合は、防塵ネットもしくは木製の衝立の設置を行う。

騒音対策につきましては、午前9時前後から午後6時前後の時間帯で船舶解体作業を行う。という事で周辺住民に説明を行い、同意書をもらってありました。

それから産業廃棄物処理施設設置に伴う事前協議につきましては、県より壱岐市の環境衛生課へ意見書の提出依頼があつておりまして、その内容は次のとおりであります。

平成30年11月14日付けの壱岐市からの意見といたしましては、申請者より現地にて、事前協議書の内容説明及び現地確認を実施した内容は地元からの理解も得られており、特に問題となる点はない。事前協議書の「環境保全措置」を遵守し、近隣住民に対して配慮を怠らないこと。

この壱岐市の意見を受けまして、県より平成30年11月30日に産業廃棄物処理施設設置に伴う事前協議についての通知が参っております。県の意見といたしましては、騒音・振動については目標値を下回っており、周辺生活環境への影響は少ないと考えられますが、施設稼働後は適切な維持管理を行い、騒音・振動の発生を可能な限り低減するようにしてください。

また、地元住民から苦情等があつた場合は適切に対応してください。という内容でありました。

位置図、写真、配置図は13頁から15頁です。1月21日に・・・会長、・・・委員、譲受人の皆さん立会いの下、現地確認を行っております。

以上で事務局からの説明を終わります。

議長

はい、以上の説明でございますが、補足説明ございましたら。

・・委員 議長。

議長 はい、・・番・・委員。

・・委員 地区担当の・・です。只今事務局の方から説明がありました通り21日に・・会長も立ち会って頂きまして、本人さんの子供さんと話をしました。今、説明があった通りですので、地域住民の方の同意書もとられてありますし、今後、保健所の方も月に1度程度、検査と言いますか、指導を行われるようですので、問題はなかろうかと思いますが、皆さんのご審議をよろしくお願い致します。

議長 はい、以上の補足説明でございますが、どなたかご質疑ございませんでしょうか？

・・委員 議長。

議長 はい、・・番・・委員。

・・委員 地元が良いといえば、どうもされんたい。

議長 はい、地元の同意書はみせて頂きました。それとこれは、保健所の許可が要るものですから今・・委員が言われたように定期的に立ち入り検査をするという事でございます。これを手抜きしますと産廃の資格が剥奪されますので、仕事が出来ませんので、是非それはやられると思いますが。

・・委員 議長。

議長 はい、・・番・・委員。

・・委員 彼は何処でも取り散らかすもんね。今までのが。

議長 はい、そうです。そうです。農業委員会としては土地の関連だけで、あまり衛生面までは色々指摘が出来んものですから保健所等に指導をお願いするように致しておりますし、そのようになっております。まあ、いずれにしましてもそういう苦情が出ますと県も黙っていないでしょうから後は行政の方に指導をお願いする事になります。

・・委員 議長。

議長 はい、・・番・・委員。

・・委員 地元が良いと言ってあるならどうされましよう。

議長 そういう事でよろしいでしょうか。【異議なしの声あり】それではご異議ないようですので、議案第3号2番は、意見を付して進達いたします。

続きまして、議案第4号「農地中間管理事業における農用地利用集積計画の決定について」と議案第5号「農地中間管理事業における農用地利用配分計画（案）に関する意見について」は関連がございますので、一括上程いたしたいと思っております。事務局の説明を求めます。

事務局 はい、議案第4号と議案第5号は関連がございますから、一括して説明させて頂きまして、16頁をお願い致します。議案第4号「農地中間管理事業における農用地利用集積計画の決定について」、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による決定を市長より求められております。17頁の平成31年1月農業委員会 農地中間管理事業における農用地利用集積計画について

(公社借入分)の一覧表のとおりでありまして、再度16頁をお願い致します。長崎県農地中間管理機構として、農地中間管理事業を実施する公益財団法人長崎県農業振興公社が農地中間管理権を取得する計画が、賃借権設定、3年間の田が2筆で2,500㎡、5年間の田が6筆で5,870㎡、10年間の田が4筆で4,148㎡、20年間の畑が3筆で6,707㎡、合計15筆で19,225㎡です。

以上の計画要請の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

続きまして、18頁をお願い致します。議案第5号「農地中間管理事業における農用地利用配分計画(案)に関する意見について」、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の3の規定による意見を求められております。19頁の平成31年1月農業委員会 農地中間管理事業における農用地利用配分計画(案)についての一覧表のとおりでありまして、再度18頁をお願いを致します。計画(案)につきましては、農地中間管理事業を実施する公益財団法人長崎県農業振興公社の要請により、市が公社に提出するもので、計画案は、議案第4号で説明致しました通りであります。

この計画(案)につきましては、全て農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第4項に掲げる各要件を満たしております。

なお、議案第4号の農用地利用集積計画の公告と、本配分計画案の決定は、同時施行と致します。

これによりまして、農地中間管理権を得た農地中間管理機構が農用地利用配分計画を定め、県知事が利用配分計画を認可し、公告することにより、農地中間管理機構が受け手に農地を貸し付けるという手続きの流れになります。以上で事務局からの説明を終わります。

議長 以上の説明でございますが、どなたかご質疑ございませんでしょうか？【異議なしの声あり】それではご異議ないようですので、議案第4号と議案第5号は決定いたします。

続きまして議案第6号「農地の賃借料情報の提供について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 はい、20頁をお願いいたします。

議案第6号「農地の賃借料情報の提供について」農地法第52条の規定により、農業委員会は地域ごとにおける賃借料情報の提供を行う必要があり、平成30年1月から12月までの農業経営基盤強化促進法による利用権設定並びに農地中間管理事業の推進に関する法律による中間管理権設定の情報をもとに新たな賃借料情報を作成したため、この議案を提出する。議決後「壱岐市農地賃借料情報」として、ホームページ等での公表をいたします。

10a当りの賃借料です。

田、幡鉾川流域総合整備事業の基盤整備地区では、平均額が14,200円、

最高額が30,000円、最低額が3,000円です。データ数は37件です。その他の地区では平均額が5,000円、最高額が20,000円、最低額が1,000円です。データ数は629件です。

畑、幡鉾川流域総合整備事業の基盤整備地区では、該当データはありませんでした。その他の地区では、平均額が4,500円、最高額が20,000円、最低額が1,000円です。データ数は159件です。以上で事務局からの説明を終わります。

議長 はい、以上の説明でございますが、この件につきまして何かご意見ございましたら【異議なしの声あり】それではご異議ないようですので、議案第6号は決定いたします。

続きまして、その他の件をお願いします。

・・委員 一つ、お聞きしたい事がございますが、よろしいでしょうか。

議長 はい、・・番・・委員。

・・委員 農地流動化の場合は、壱岐市から補助金がでますが、前は反当1万、今は反当5千円ですね。この中間管理を通したら1銭もなかとですね。

事務局 議長。

議長 はい、事務局。

事務局 それはございません。中間管理機構は、条件を満たせば、地域集積協力金、経営転換協力金、耕作者集積協力金があります。

また、受け手が中間管理機構を通しての契約を行えば、補助事業を行う上でのポイントを受けられるメリット等もございます。

・・委員 それを勧めた時に、前は5千円もらっていたが、何も貰えんようになったと言われたことがありました。

・・委員 事務局長、3町歩以上は、地主の負担無で、基盤整備事業が出来る事もメリットですか。

事務局 そうですね。

議長 今、皆さんご案内のように国が圃場整備を今、行えば、全てやりますからという事で今日も2時から壱岐土地改良区の代表者の会があるようになっておりますが、是非みなさんそういう関連がございましたら土改連の方も今だったらタダで出来るのでやらないかと勧めておるようでございます。基盤整備をやられるのでしたら今がチャンスではないかと思えます。

議長 皆さん方から何かございましたら。ございませんでしょうか。それでは皆さん方からのご意見も無いようでございますので、本日の総会の日程を終了させて頂きたいと思えますがよろしいでしょうか。【はいの声あり】大変お疲れでございました。